高度化する 防犯カメラの活用事例

2021年6月24日

特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構 理事 政策・広報委員長 菊間 千乃

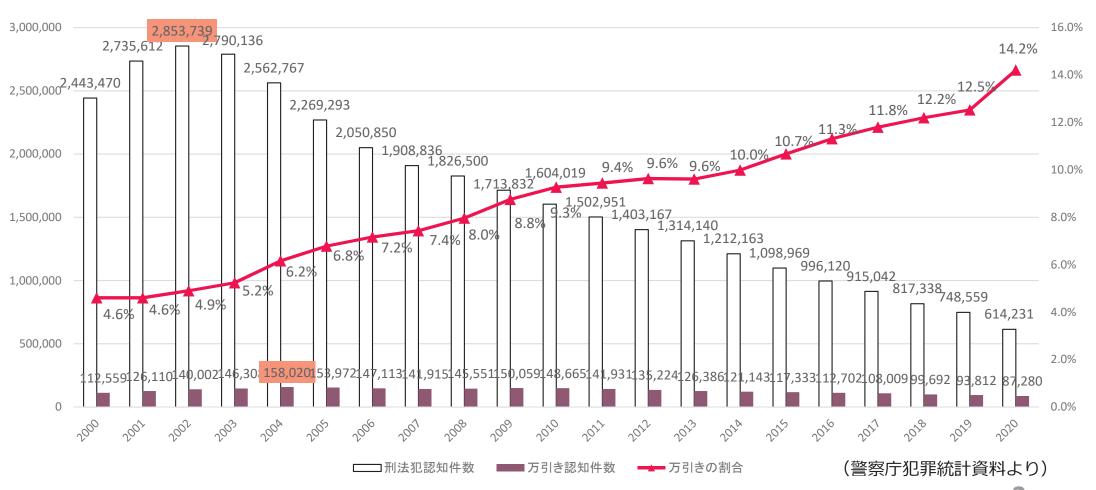
<本日の内容>

- I 万引き犯罪の現状
- Ⅱ 本屋の苦境・ネット転売という新たな危機の発生
- Ⅲ 店舗毎ではなく、協働での取り組みへの期待
- IV 渋谷プロジェクトの仕組みについて
- V 渋谷プロジェクトの実施状況とその効果
- VI 渋谷プロジェクトでわかってきたことと課題、 及びプロジェクト拡大への展望
- Ⅲ 万引き防止の先駆的な取り組みへの当機構の関わり について



I. 万引犯罪の現状

全国の犯罪認知件数と万引き犯罪認知件数の推移



II. 本屋の苦境・ネット転売 という新たな危機の発生

Ⅱ-1. 本屋の苦境

・平成20年、日本出版インフラセンターによる「書店万引き調査等結果概要」によると、書店のロス率は以下のとおりで、経常利益率をはるかに上回るロス率は書店経営に重大な影響を及ぼしている。

調査店舗平均万引きロス率 1.41%

(調査店舗平均ロス率 1.91%)



全国書店 推定万引きロス金額 : 193億2,064万5千円/年

※全国書店の総売上額 1兆3,702億5,851万5千円/年の1.41%が万引きロス額と推定

Ⅱ-2. ネット転売という新たな危機の発生

H15. 東京都万引き防止協議会

少年による出来心的犯罪



初発型非行としての青少年問題



コミックを新古書店に売りに行く

現在

> 常習者による高額専門書の万引



ネットオークションに出品

コミック 手軽なネットフリマ 専門書 で処分

正.店舗ごとではなく、協働での取り組みへの期待

Ⅲ. 万引対策強化国際会議(2017)

2 被害情報及び犯人情報の共有・活用

関係小売業者、団体等が不断に情報交換を行うとともに、防犯カメラ画像の相互利用を含め、この有効、適切な利用拡大に努める。特に、顔認証システムを活用した新たな万引情報共有・活用システムを早急に構築するよう、関係団体、全国万引犯罪防止機構等が本格的な準備を開始する。これらの方策で得られた、組織的、常習的その他の重要万引事犯の万引情報については、全国万引犯罪防止機構等を活用しつつ、警察等との連携による検挙・抑止を一層推進する。

(2017年3月10日)

IV. 渋谷プロジェクトの 仕組みについて

IV-1. 渋谷プロジェクトの骨格

- (1) 共同利用データの構築プロセス
- (2) 共同利用データの利用プロセス
- (3) 共同利用データの消去・保管・開示等安全管理システム

IV-2. 渋谷プロジェクト略図

巨的

参加店における万引等の犯罪防止と参加店において万引等の犯罪を行ったことが確実な者の来店を確認・警戒するため。

運用状況の検証

運用検証委員会

板倉陽一郎 (ひかり総合法律事務所 弁護士)

星 周一郎 (首都大学東京 法学部教授・学部長)

坂下哲也 (日本情報経済社会推進協会 常務理事)

篠原治美 (日本消費生活アドル゙イザー・コンサルタント・相談員
- 協会 個人情報保護特別委員会 委員長)

運営委員会

運用

プロジェクト参加書店



- ・啓文堂書店 渋谷店
- 大盛堂書店
- ・MARUZEN&ジュンク堂書店 渋谷店

自店で把握した対象 事犯情報

提供



他店から提供された対象事犯情報を自店の 顔認証システムに登録



対象者の来店を確認・ 警戒

プロジェクト事務局

- 参加書店に対する運用支援
- 情報の安全管理に関する指導・監督
- 苦情等の問合せ対応等

共同利用データの構築・保管

参加店が保有する対象事犯情報に関する以下の情報

- 1. 実行日時
- 2. 被害状況
- 3. 対象者の特徴
- 4. 防犯カメラ画像
- 5. 顔識別データ



※氏名は対象事犯発生店舗と事務局のみが保有 し、店舗間では共有しない。

IV-3. 個人情報保護法に基づく共同利用

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

$1\sim 4$ (略)

5次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の 規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- 一. (委託)
- 二. (合併等事業継承)
- 三.特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、
 - ・その旨 並びに
 - ・共同して利用される個人データの項目
 - ・共同して利用する者の範囲
 - ・利用する者の利用目的 及び
 - ・当該個人データの管理

について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、 本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

IV-4-1. 渋谷プロジェクト告知文

【渋谷書店万引対策共同プロジェクト開始のお知らせ】

当店は「渋谷書店万引対策共同プロジェクト」に参加し、個人情報の保護に関する法律第23条第5項第3号に基づき、2019年7月30日(火)から個人データの共同利用を行っております。

このプロジェクトは、渋谷区所在の三書店(京王書籍販売株式会社啓文堂書店渋谷店、大盛堂商事株式会社書店部大盛堂書店、株式会社丸善ジュンク堂書店 MARUZEN&ジュンク堂書店渋谷店)及び同プロジェクト事務局が万引き、盗撮、器物損壊、暴行・傷害、及び公然わいせつ(以下「万引き等」と言います)に当たる犯罪事犯の情報を共有することにより、これら被害の軽減及びお客様の快適な店舗利用に役立てるためのものです。

(1) 共同利用する個人データの項目

参加店舗が保有する万引等の犯罪事犯に関する被害及びそれら事犯を敢行した 対象者に関する情報(実行日時、被害状況、対象者の特徴、関連する防犯カメラ 画像、及び顔識別データ)。対象者の氏名は、保有する場合は対象事案発生店舗と 事務局のみが保有し、他の参加店舗とは共有いたしません。

(2) 共同利用する者の範囲

- ○渋谷区内に所在し、以下の条件を満たす書店
 - ・ホームページに別掲の「渋谷書店万引対策共同プロジェクトの開始に当たって」を遵守することを認めている書店であって、運営委員会で決議され参加が認められた書店

<参加店>

- · 京王書籍販売株式会社啓文堂書店渋谷店
- · 大盛堂商事株式会社書店部大盛堂書店
- ・株式会社丸善ジュンク堂書店 MARUZEN&ジュンク堂書店渋谷店
- 渋谷書店万引対策共同プロジェクト事務局

IV-4-2. 渋谷プロジェクト告知文

(3)利用する者の利用目的

参加店における万引等の犯罪防止と参加店において万引等の犯罪を行ったこと が確実な者の来店を確認、警戒するため

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

渋谷書店万引対策共同プロジェクト事務局

TEL: 03-5280-6044

受付時間:10:00~17:00(土日、祝日、年末年始を除く)

所在地:〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-2 書店会館4階

詳細については下記ページをご覧ください。 http://www.manboukikou.jp/shibuyapj/

本件連絡先

渋谷書店万引対策共同プロジェクト運営委員会事務局

(上記の三書店及び全国万引犯罪防止機構とは別の組織で、同機構と

三書店が協議して、本プロジェクトの適切な運用のために設置した事務局)

TEL: 03-5280-6044



V. 渋谷プロジェクトの 実施状況とその効果

V-1. 年別実施状況

期間		月数	登録人数	事案 数	再来店数	再来店率	抑止数	捕捉数	月平均	
									登録 人数	事案 数
1年目通期	19.8~20.7	12	40名	53件	13名	24.5%	7名	7名	3.33	4.41
2年目	20.8~21.5	10	35名	51件	16名	31.3%	15名	8名	3.50	5.10
1年目同期	19.8~20.5	10	38名	50件	12名	24.0%	6名	7名	3.80	5.00
前年差			-3名	+1件	+4名	+7.3%	+9名	-1名	-0.30	+0.10
2021年5月単月		1	1名	7件	6名	85.7%	4名	1名		
開始以来通期	19.8 ~ 21.5	22	75名	104件	29名	27.8%	22名	15名	3.41	4.72

V-2. 月別実施状況

			2年目		1年目					
	登録 人数	事案数	再来店	抑止	捕捉	登録 人数	事案数	再来店	抑止	捕捉
8月	2	3	1	1	0	4	4	0	0	4
9月	2	2	0	0	1	4	4	0	0	0
10月	4	5	1	0	2	7	9	2	0	1
11月	3	3	0	0	1	4	4	0	1	0
12月	5	5	0	0	0	4	4	0	0	1
1月	4	5	1	1	0	2	5	3	1	1
2月	3	6	3	2	2	2	2	0	0	0
3月	3	4	1	1	0	5	7	2	2	0
4月	8	11	3	6	1	4	7	3	1	0
5月	1	7	6	4	1	2	4	2	1	0
合計	35	51	16	15	8	38	50	12	6	7

V-3. 渋谷プロジェクトの効果

- 1. 顔認証による来店事実の記録と分析
- 2. 第三者機関・別運営組織による正しい運用と監督
- 3. 安全性の確保や運用ルールの共有効果の発揮
- 4. ロス率、被害の減少

W. プロジェクトでわかってきたことと課題、およびプロジェクト拡大への展望



VI-1. プロジェクトを開始してわかってきたこと

- 敢行者は1年以上経過しても再来店する。
- 特定店の防犯体制を熟知しているか、もしくはそれを無視して犯行に及ぶ。
- 商品を店内、または店外の場所へ一時隠す手口がある。
- 敢行者の年代は幅広く、中には店員に親しく話し掛けて来る高齢 者もいる。
- 店員への問い合わせを隠れ蓑とする手口もある。
- コロナ禍におけるマスク着用によって、顔認証カメラの能力が著しく減じられてしまったが、2021年4月中旬の顔認証カメラのバージョンアップとともに検知能力が格段にアップした。その結果再来店での敢行が把握でき、今後の抑止に期待が持てると同時に、この間再来店していても検知できなかったことが多かったと推測される。



- コロナ禍があったとはいえ、万引きが巧妙に行われるなど、その確認の困難さから登録件数が予想より少なめであった。ビデオカメラ登録映像のチェック方式の研究によって万引被害の早期発見を目指す。
- レジ清算済商品を手に持ったままで退店せず店内に残って居るお客様の動向を注視し、誤認を防ぐため一定の方法を構築する等、スタッフ間で購入済の旨を伝達することを徹底する。
- 在庫調査の範囲を拡大し、被害の早期発見を期す。
- 社員間のコミュニケーションを深め、入店時の接客のレベルアップを図る。
- 今後とも継続して説明可能なものは全部説明し、メディアにも露出を図り情報開示に努め透明性を確保し、法令順守、説明責任を車の両輪として顧客の理解と安心を醸成し続ける。

VI-3. プロジェクト拡大への展望

- プロジェクトの効果検証を実施し、更なる書店の参加を募って新たな渋谷区内の共同利用プロジェクトを立ち上げる。
- 同時に、他地区での展開も視野に入れる。
- 当プロジェクトは法的見解や社会受容性を綿密に検討して進めているもので、形式だけを取り入れた同様の取組みが現れることは 懸念するところですが、ご相談頂ければ知見の提供等のご協力は できると考えている。
- 当プロジェクトの本質的成果や法的スキームを理解し、かつ社会への受容性を十分担保したうえで、万引犯罪抑止の実を上げることを強く期待する。
- そして何より各事業者には協力することに躊躇もあり、これを打開するためには行政の後押しが一番力になることを強く期待する。

当プロジェクトは今後とも、その成果を広く発信して参ります

M. 万引き防止の先駆的な取り組みへの当機構の関わりについて

VII-1-1. 足立区

- 平成13年度の刑法犯認知件数都内ワーストからの脱却
- 2008年度から『ビューティフル・ウィンドウズ運動』展開
- 2020年度から足立区主導によるさまざまな万引防止対策を推進
- 区長による各警察署長への万引き犯人の検挙及び防犯対策の 強化依頼
- 当機構が制作した「マイバッグ使用マナー普及啓発ポスター」の 「足立区版』を作成、区内小売業者などへ配布。
- マイバッグを利用した万引対策の推進モデル店舗の設定
- 検挙数の4割を占める高齢者対策など具体的な意見交換を実施



Ⅶ-1-2. 足立区

足立区 ビューティフル・ウィンドウズ運動概要

アメリカ合衆国ニューヨーク市は、軽微な犯罪を取り締まることで凶悪犯罪を抑止し、治安を回復させました。これは、割れた窓ガラスを放置するような軽微なことから地域全体が荒廃し、犯罪も増えてしまうという「割れ窓理論(ブロークン・ウィンドウズ)」による対策です。これを参考に、「美しいまち」を印象付けることで犯罪を抑止しようという区独自の運動が「ビューティフル・ウィンドウズ」です。

「連携」が合言葉!

- ◆ 青色防犯パトロール
- ◆ 地域防犯ボランティア
- ◆ 区内全域で歩きタバコ禁止
- ◆ ワンチャリツーロック・ガッチリロック等
- ◆ 花で彩るまちづくり
- ◆ 警視庁と協働した防犯対策
 - 警視庁との協働で治安再生!
 - 足立区治安再生事業の推進に関する覚書の締結
 - 区内犯罪発生マップの作成と毎月の更新
 - 区の「防犯・防火情報」をメールで配信(A-メール)

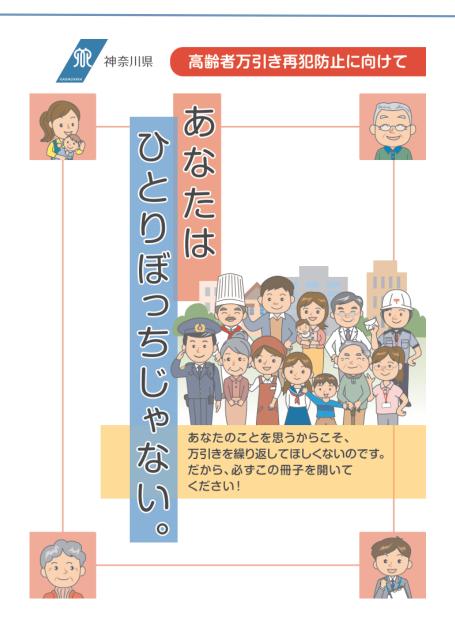


足立区治安再生事業の推進に関する覚書

WI-2-1. 神奈川県

- 2019年度を初年度とする「再犯防止推進計画」を策定
- 再犯の防止等の推進に関する法律や国の再犯防止推進計画に基づき、国(法務省)の地域再犯防止推進モデル事業を活用し、高齢者の万引再犯防止を目的とした「高齢者万引き防止プログラム」の策定に取り組んでます。
 - これには警察をはじめ、地域包括支援センターや更生福祉施設協議会など福祉にかかわる関係者もかかわって県全体として進めているものです。
- 当機構は県の委託を受け、冊子「あなたはひとりぼっちじゃない」、および動画を作成。動画は「単身者編」と「家族同居編」を制作。
- 本年3月に高齢者万引き防止プログラム策定委員会によって、制作した冊子および動画についての効果検証を記した報告書を提出。
- 現在冊子と動画がホームページにアップされております。

WI-2-2. 冊子「高齢者万引き再犯防止に向けて」



WI-3. 今後の展開について

最後になりますが、これらの先駆的事例でわかる通り、 万引対策には地域を起点とした各行政の、粘り強い継続的 な関与が重要です。そして合わせて、世の中のあらゆる局 面において発生する万引防止全般に取り組む唯一のNPO法 人である万防機構の重要性についてもご認識いただければ 幸いに存じます。

ご清聴ありがとうございました